

令和3年度南房総広域水道企業団の人事行政の運営等の状況

当企業団の人事行政に係る公平性と透明性を高めるため、「南房総広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成18年南房総広域水道企業団条例第1号)に基づき、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区分	令和3年度	令和4年度	増減	増減の理由
職員数	人	人	人	
[条例定数]	[33]	[33]	[0]	

(注) 職員とは地方公務員法第3条第2項の規定による一般職である職員をいう。以下同じ。

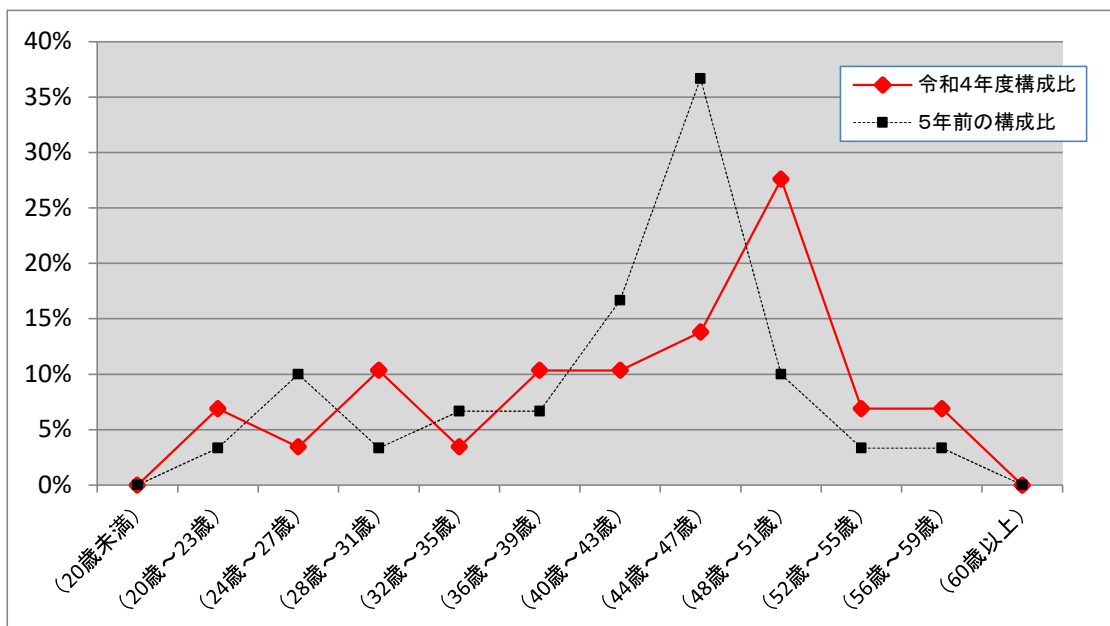
(2) 採用及び退職の状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

区分	採用者数			退職者数			
	新規	中途	合計	自己都合等	定年	その他	合計
令和3年度	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	0	0	0	0	0

(3) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	2	1	3	1	3	3	4	8	2	2	0	29
構成比	0.0%	6.9%	3.4%	10.3%	3.4%	10.3%	10.3%	13.8%	27.6%	6.9%	6.9%	0.0%	100.0%
5年前(H29)の職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	1	3	1	2	2	5	11	3	1	1	0	30
構成比	0.0%	3.3%	10.0%	3.3%	6.7%	6.7%	16.7%	36.7%	10.0%	3.3%	3.3%	0.0%	100.0%

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

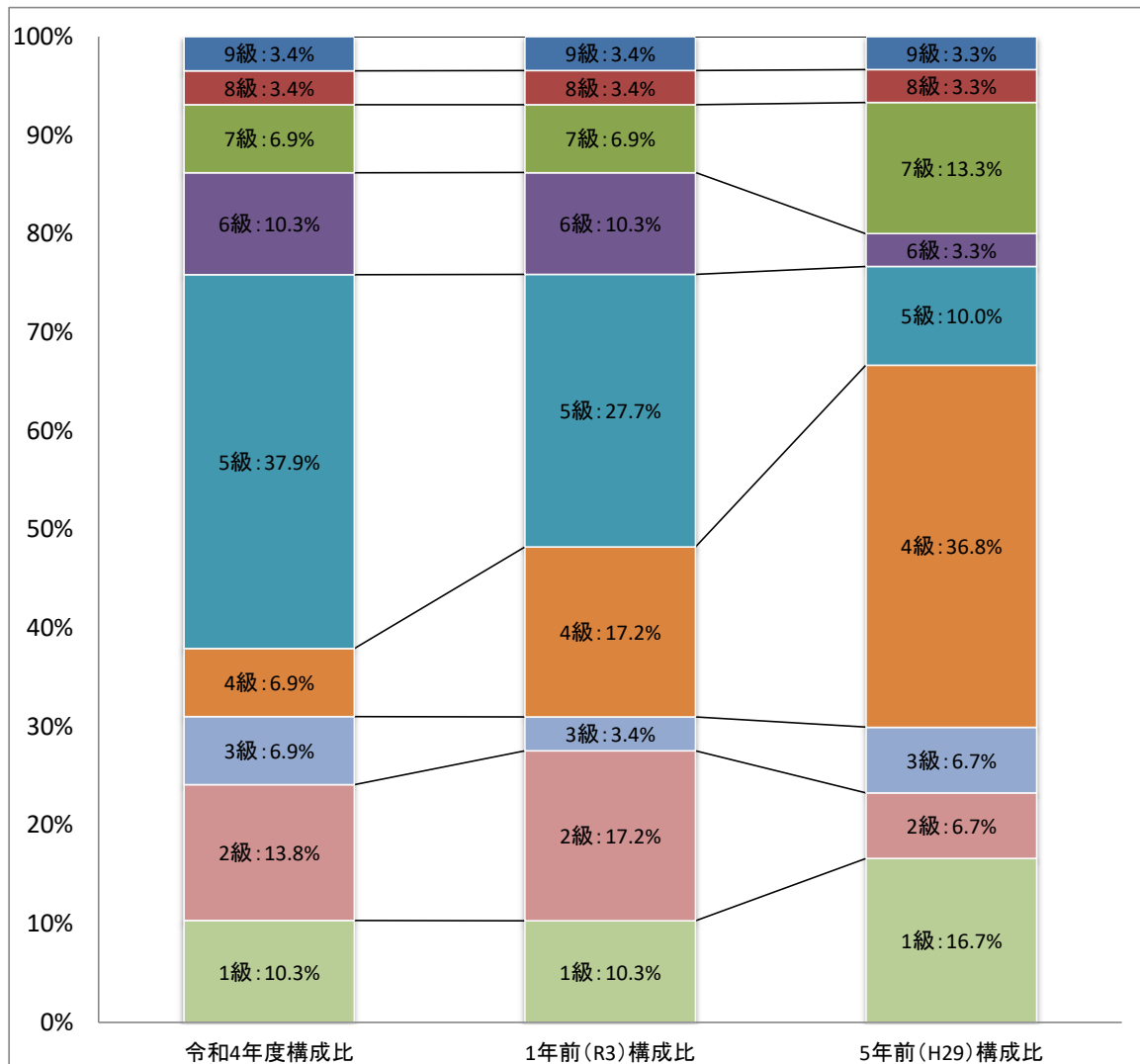


(4) 級別職員数の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務	職員数	構成比率	1年前の職員数 (令和3年度)	5年前の職員数 (平成29年度)
9級	事務局長	1	3.4%	1	1
8級	技師長	1	3.4%	1	1
7級	課長	2	6.9%	2	4
6級	主幹	3	10.3%	3	1
5級	副主幹	11	37.9%	8	3
4級	主査	2	6.9%	5	11
3級	副主査	2	6.9%	1	2
2級	主事、技師	4	13.8%	5	2
1級	主事、技師	3	10.3%	3	5
計		29	100.0%	29	30

(注) 1 本表の級別区分及び標準的な職務は、「職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程」別表第1による。

2 構成比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。



2 職員の人事評価の状況

平成28年4月1日に施行された改正地方公務員法に基づき、当企業団では人事評価制度の見直しを行い、定期的な人事評価を実施しています。

人事評価の結果は、職員の任用や給与の決定などの人事管理の基礎として活用するなど、地方公務員法の趣旨に沿った運用を行っています。

3 職員の給与の状況

(1) 令和3年度決算における人件費

区分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和 3年度	4,169,960	303,504	220,614	5.3	5.7

(注)1 総費用(A)は水道用水供給事業費用と資本的支出のうち建設改良費の額の計をいう。

2 職員給与費(B)には、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費(共済組合負担金等)を含む。

(2) 令和4年度当初予算における人件費

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和 4年度	29	118,475	32,324	46,828	197,627	6,815

(注)1 給与費の計(B)は当初予算に計上した額である。

2 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 職員の平均年齢、平均給与月額及び平均給料月額 (令和4年4月1日現在)

平均年齢	平均給与月額		
	平均給料月額	諸手当	
42.2 歳	418,675 円	337,938 円	80,737 円

(注)1 平均給料月額は、令和4年4月1日現在における給料月額の総額を職員数で割った額である。

2 諸手当は、令和3年度決算における手当のうち、毎月支給するものの計を職員数及び月数で割った額である。

(4) 職員の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	初任給	2年後の給料	
企業職	上級(大学新卒)	182,200 円	195,500 円
	初級(高校新卒)	150,600 円	160,100 円

(注)2年後の給料は、採用後2年間を良好な成績で勤務した場合の給料(標準で1年につき4号給の昇給)である。

(5) 期末・勤勉手当

一人当たり平均支給額(令和3年度決算)	
1,539 千円	
令和3年度支給割合	
期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.90 月分
加算措置の状況	
職務の級による加算	
役職加算 有(5%~20%)	

(注)一人当たり平均支給額には令和2年度決算における賞与引当金繰入額を含む。

(6) 退職手当 (令和4年4月1日現在)

支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置: 2%~45%		
退職時特別昇給: なし		
一人当たり平均支給額(令和3年度中の退職者に対する支給実績)		
0 円		

(7) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

地域手当の支給に係る定めなし

(8) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		1,032 千円		
支給職員一人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		114,710 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		31.0 %		
手当の種類(手当数)		6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	令和3年度支給実績
用地交渉作業手当	業務課職員	公共用地買収交渉及び補償交渉等の業務に従事	日額 320 円	無
浄水作業手当	浄水課職員	浄水場の運転に従事(交替制勤務)	月額 4,750 円	有
		活性炭注入作業に従事	日額 250 円	有
浄水作業手当	浄水課職員	汚泥処理作業に従事	日額 250 円	有
高電圧作業手当	浄水課職員	高電圧送電中における受送電設備の点検、修理等の作業に従事	日額 250 円	無
劇物取扱作業手当	浄水課職員	劇物の取扱作業に従事	日額 250 円	有
夜間特殊勤務手当	浄水課職員	浄水場の夜間における監視及び点検に従事	1回 2,000 円	有

(9) 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
令和3年度決算	9,008 千円	450 千円
令和2年度決算	7,289 千円	331 千円

(注) 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

(10) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当の内容、支給単価及び令和元年度決算

手当名	内容及び支給単価	令和3年度支給実績	支給対象職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員に対し、その職に応じた定額を支給 (時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給しない。) 支給区分に応じて41,600円～108,100円を支給	4,790 千円	684,343 円
扶養手当	○扶養親族である子 10,000円 ※16歳から22歳までの子1人につき加算する額 5,000円	2,977 千円	270,591 円
	○子以外の扶養親族(配偶者、高齢の父母等) 6,500円 ※職務の級が8級の職員に係る支給額は3,500円 ※職務の級が9級の職員については支給対象外		
住居手当	○借家の場合 (家賃16,000円を超える場合に限る。) 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	1,550 千円	310,080 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期券代等全額支給(最も経済的かつ合理的であると認められるもの)	5,812 千円	215,263 円
	○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～54,300円を支給		
休日勤務手当	○休日において正規の勤務時間に勤務した職員に対し、1時間当たりの給与額の135%を支給	1,370 千円	228,408 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合 支給区分に応じて2,000円～10,000円を支給	0 千円	0 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時～翌日午前5時までに勤務した職員に対し、1時間当たりの給与額の25%を支給	989 千円	197,745 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和4年4月1日現在）

区分	勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
通常の 日勤職員	1日当たり7時間45分 1週間当たり38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	—
その他の 職員	1勤務当たり13時間45分	17:00	翌日8:45	2時間	30分

(注) その他の職員とは、浄水場の運転管理に従事する交替制勤務職員をいう。

(2) 休暇・休業制度（令和4年4月1日現在）

① 有給休暇

休暇の種類	制度の概要	日数等
年次休暇	1の年度につき最高20日間付与される休暇 (20日を限度として翌年度に繰り越すことが可能)	1の年度につき20日
療養休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する場合に、医師等の証明に基づき、必要最小限の期間について企業長の承認を得て付与される休暇	必要最小限度の期間 ★給与は90日を超えると半減 (精神疾患または妊娠に起因する 疾病によるものである場合は180 日)
特別休暇	職員に選挙権の行使、結婚、交通機関の事故その他の特別な事由がある場合、企業長の承認を得て付与される休暇	必要と認める期間

② 無給休暇・休業

休暇の種類	制度の概要	日数等
看護休暇	職員が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等の看護をする場合に企業長の承認を得て付与される休暇	1人につき3年を超えない範囲
育児休業	職員が子の養育を行う場合に、企業長の承認を得て休業するもの	子が満3歳になる日の前日 (期間中無給)
部分休業	職員が子の養育を行う場合に、企業長の承認を得て時間単位で休業するもの	小学校就学の始期 (1日2時間以内、時間分減額)

5 職員の休業に関する状況

育児休業及び部分休業の取得状況

区分		育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数
令和 3年度	男性職員	0 人	0 人	0 人
	女性職員	2 人	0 人	0 人
	計	2 人	0 人	0 人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
令和 3年度	0 人	0 人	0 人	0 人

(注) 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行われる処分、公務能率の維持を目的として行われるもの。

(2) 職員の懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
令和 3年度	0 人	0 人	0 人	0 人

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われるもの。

7 職員のサービスの状況

年次有給休暇の取得状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

区分	総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均使用日数 B/C	消化率 B/A
令和 3年度	日 1,072.4	日 347.4	人 27	日 12.9	% 32.4

(注) 1日未満の端数は、1日を7時間45分に換算している。

年度を通じて育児休業を取得していた職員(2名)は除く(育児休業職員を含む総付与日数(A)は1152.4日)。

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理については、地方公務員法第38条の6第1項の規定により、当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案して必要な措置を講ずるものとされていますが、当企業団は平成2年8月の設立で、職員の定年退職は令和10年度から発生する予定であることから、必要な対応は今後検討してまいります。

9 職員の研修の状況

職員の職務能力の向上を目的として、「千葉県自治研修センター」「夷隅郡市広域市町村圏事務組合」「日本水道協会」等の団体が主催している各種研修・講習に参加しています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

「千葉縣市町村職員共済組合」及び「千葉縣市町村職員互助会」に加入し、職員の短期給付(医療関係等)・長期給付(年金関係)事業等の福利厚生事業を委任しています。

(2) 公務災害補償制度

地方公務員法及び地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上等の災害による負傷・疾病等に対し、「地方公務員災害補償基金」から一定の補償が行われます。

なお、令和3年度の補償件数は0件でした。

(3) 労働安全衛生

労働安全衛生法をはじめとする関係諸法令に基づき、安全衛生推進者を選任しています。また、南房総広域水道企業団職員安全衛生管理要綱に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めています。

さらに、事業者の責任において職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病を早期に発見するため、定期健康診断及び特殊健康診断を実施しています。